平成３０年（フ）第２０５３号
大阪市城東区天王田４番38―310号
債務者　泉　　友也
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０６５号
大阪府寝屋川市点野３丁目31番13号
債務者　岡本　節子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０６８号
大阪市平野区長吉六反４丁目４番36号
債務者　岡田慎太郎
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１３４号
大阪市西区江之子島１丁目５番８―307号
債務者　祝田　恭一
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１７５号
大阪府東大阪市日下町１丁目１番33号　グリーンアミレット　202
債務者　白井　義人
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２８６号
大阪市東住吉区矢田１丁目21番２号　ハイツホンダ　201号
債務者　江口　年雄
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３４０号
大阪市淀川区十三東３丁目１番17号　川口マンション　101号
債務者　下村眞佐臣
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３４４号
大阪市住吉区南住吉２丁目11番１―702号
債務者　濱谷　政人
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３４５号
大阪市城東区放出西３丁目６番１―311号
債務者　藤野進之介
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５１号
岐阜県各務原市那加桜町３丁目58番地４
債務者　大屋あすか
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１９２号
岐阜県羽島市小熊町島５丁目63番地　（アルビアル羽島102号室）
債務者　島﨑　光央
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第３６８号
仙台市泉区館５丁目２番地の５
債務者　岩井　智子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１１８号
栃木県宇都宮市駒生町1359番地41　Ａ・Ｋ舎203号室、前住所栃木県宇都宮市鶴田町543番地８　山本ハイツ201
債務者　元永ひとみ
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２８８号
神戸市東灘区向洋町中７丁目２番地の２1011号
債務者　向洋工業こと　正木　真一
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３３０号
神戸市灘区下河原通２丁目４番15号　植原マンション２Ｆ東、従前の住所神戸市灘区都通５丁目３番１―1503号
債務者　細見　照代
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３７７号
神戸市長田区四番町４丁目56番地　市住38―1306号
債務者　山下　秋子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４０３号
兵庫県三田市学園３丁目２番地　Ｊ棟505号
債務者　森　　真奈
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部